

## つがる市立図書館 雑誌オーナー制度募集要項

### 1. 雑誌オーナー募集の目的

つがる市立図書館で収集保存する雑誌の充実確保による市民サービスの向上と市民による図書館サポートの仕組みづくりを目的に、雑誌オーナー制度を運用します。

### 2. オーナー制度の内容

各オーナー様には、雑誌の購入代金をご負担いただき、購入した雑誌を雑誌コーナーに設置します。ご希望があれば、雑誌最新号のカバー表面にオーナー名を裏面には広告を掲載することができます。なお、雑誌の調達は図書館が行います。

### 3. オーナーの対象

「つがる市立図書館雑誌オーナー制度実施要項」第4条第2項各号に該当する業種又は事業者に係る方は、対象としません。なお、広告掲出中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。なお、その際の費用の返金等は一切行いません。

### 4. 雑誌の選定

オーナー様には、図書館と協議の上、ご提供いただく雑誌タイトルをご選定いただくものとします。

### 5. 広告規格・表示方法

#### (1) 企画

- ① ご提供雑誌の最新号カバー表面に、オーナー様のお名前を掲示します。

表示の大きさ 縦5cm、横15cm以内。白地に黒の印字。

貼り付け位置 カバー底辺より3cm上方。

- ② 最新号カバーの裏面に広告を1枚挿入できます。

上記広告は、当該等の最新号カバーに収まるサイズとし、片面印刷のものをご用意ください。

#### (2) 表示期間

契約期間内とします。なお、4半期ごとに裏面広告の内容を変更することができます。

#### (3) 雑誌の設置位置は図書館で決定します。

### 6. ご契約期間

ご契約期間は原則1年間とします。

## 7. 広告料の額

雑誌購入代金をもって広告料とします。

## 8. お申込み

お申込みは随時受付します。

## 9. オーナー及び広告内容の審査

お申込みいただいた際には、広告の内容を含め、別に定める「つがる市立図書館雑誌オーナー制度実施要項」に照らし、審査を行います。

## 10. お申込み方法

雑誌オーナー制度申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、お申込みください。

- (1) 申込書に押印（法人・団体の場合は代表印）し、下記の書類を添付して直接ご持参いただくか、ご郵送ください。
- (2) 申込書に添付する書類
  - ・ 広告図案
  - ・ 法人・団体の場合は、会社概要等、業種等が判別できる資料

## 11. ご契約

オーナー様を決定した際は、覚書（第2号様式）により契約を締結します。

## 12. 代金のお支払い方法

ご提供いただく雑誌代金のお支払いは、図書館が指定する納入業者に直接お支払いください。

- (1) お支払いは一括払いとします。価格変動による追加徴収、あるいはご返金は一切行いません。
- (2) お振込の場合の振込手数料は、オーナー様にご負担ください。
- (3) ご提供いただく雑誌が休刊等により購入不能となった際は、図書館と協議の上、別の雑誌をご提供いただきます。